

水戸市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市奨学基金条例施行規則（昭和 44 年水戸市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を「，中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）（以下「高等学校等」という。）」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（奨学金の支給期間）

第 4 条 奨学金の支給期間は、3 年を限度に教育委員会が定める期間とする。

第 5 条中「高等学校の」を「高等学校等の」に改め、同条第 2 号中「様式第 2 号。」を「様式第 2 号)」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 中学校又は義務教育学校に在学し、翌年度に高等学校等に進学して奨学金の支給を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「高等学校等の校長」とあるのは、「中学校又は義務教育学校の校長」とする。

第 6 条中「奨学生」を「奨学金を受ける者」に改める。

第 7 条第 1 項中「奨学生を決定した」を「前条の規定による決定をした」に改め、同条第 2 項中「奨学生に決定された者」を「前条の規定による決定を受けた者（以下「奨学生」という。）」に改め、同条第 3 項中「規定による」を削り、「奨学生の」を「前条の規定による」に改める。

第 10 条中「奨学生の」を「奨学金を受ける者の」に改める。

第 14 条第 1 項中「毎年」の次に「(新たに奨学生となった年を除く。)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 11 月 17 日提出

水戸市教育委員会教育長　　志　田　晴　美

新旧対照表

教育部学校管理課

現行	改正（案）
<p>(奨学生の受給資格)</p> <p>第2条 奨学生の支給を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住する者の子弟であって、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学し、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(奨学生の支給期間)</p> <p>第4条 奨学生の支給期間は、奨学生を受けることとなった者（以下「奨学生」という。）の在学する学校の正規の修業年限とする。</p> <p>(奨学生の申請手続)</p> <p>第5条 奨学生の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類をその者が在学する高等学校の校長（以下「校長」という。）を経て水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 校長の作成する奨学生推薦調書（様式第2号）。ただし、中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）から高等学校に進み、その新学年から奨学資金の支給を受けようとする者の奨学生推薦調書の作成者は、当該中学校の校長とする。</p>	<p>(奨学生の受給資格)</p> <p>第2条 奨学生の支給を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住する者の子弟であって、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学し、かつ、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(奨学生の支給期間)</p> <p>第4条 奨学生の支給期間は、3年を限度に教育委員会が定める期間とする。</p> <p>(奨学生の申請手続)</p> <p>第5条 奨学生の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類をその者が在学する高等学校等の校長（以下「校長」という。）を経て水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 校長の作成する奨学生推薦調書（様式第2号）</p>

(3)及び(4) (略)
(新設)

(奨学生の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、第10条に規定する審査会に諮り、奨学生を決定するものとする。

(決定通知及び誓約書)

第7条 教育委員会は、奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第3号）により、速やかに校長を経て当該申請人に通知しなければならない。

2 奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、誓約書（様式第4号）を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、奨学生が前項の規定による期間内に誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すものとする。ただし、期間内に誓約書を提出できない特別の理由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(奨学生審査会)

第10条 奨学生の選考を行うため、水戸市奨学生審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(届出の義務)

(3)及び(4) (略)

2 中学校又は義務教育学校に在学し、翌年度に高等学校等に進学して奨学金の支給を受けようとする者に係る前項の規定の適用については、同項中「高等学校等の校長」とあるのは、「中学校又は義務教育学校の校長」とする。

(奨学生の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、第10条に規定する審査会に諮り、奨学生を受ける者を決定するものとする。

(決定通知及び誓約書)

第7条 教育委員会は、前条の規定による決定をしたときは、奨学生決定通知書（様式第3号）により、速やかに校長を経て当該申請人に通知しなければならない。

2 前条の規定による決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、前項の通知を受けた日から10日以内に、誓約書（様式第4号）を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、奨学生が前項の期間内に誓約書を提出しないときは、前条の規定による決定を取り消すものとする。ただし、期間内に誓約書を提出できない特別の理由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(奨学生審査会)

第10条 奨学生を受ける者の選考を行うため、水戸市奨学生審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(届出の義務)

第14条 奨学生は、毎年4月末日までに、第2条の規定に該当する者であることを証明する書類を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(1)から(2)まで (略)

第14条 奨学生は、毎年（新たに奨学生となった年を除く。）4月末日までに、第2条の規定に該当する者であることを証明する書類を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(1)から(2)まで (略)

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

その他（1）

戦後75年企画 子どもミュージアム

「戦争ってなに？ 一かなしみと腹ペコの日々」の開催について

1 概 要

昭和12年（1937）から続く日中戦争、そして昭和16年（1941）に始まった太平洋戦争によって、日本国民の生活は戦争一色になり、子どもたちの生活も大きく変わっていきました。

家族を失う子どもが増え、さらに家を失い、友だちを失い、自らの命を落とす子どもたちも多くなっていくなか、昭和20年（1945）8月15日、ようやく日本は終戦をむかえました。

終戦から今年で75年、戦争の時代を知る世代の人々が減ってきており、若者や子どもたちは悲惨な戦争の記憶を身近に伝え聞く機会を持てなくなっています。

展覧会では、様々な資料や戦争時代を生きてきた方々の体験談などを通して、戦争時代のことわざをわかりやすく伝えます。子どもたちとともに、過去の戦争を知り、それについていろいろなことを考える場を提供したいと思います。

2 会 期

令和2年12月5日（土）～令和3年1月11日（月）

※1月1日（金）、月曜休館（ただし1月11日（月・祝）は開館）

3 会 場

水戸市立博物館（水戸市大町3-3-20） 4階・3階展示室

4 主な展示資料

子どもたちが実際に使った「防空頭巾」、子どもたちの数少ない娯楽だった「紙芝居」、当時食べていた「お弁当」等

5 入 場 料

無料

6 主な関連行事

- ・ 講演会「ペリリュー島で戦った水戸の兵隊—漫画『ペリリュー』の作者が語る戦争」

日時：令和2年12月12日（土） 14:00～15:00

会場：みと文化交流プラザ6階 大会議室

講師：武田 一義さん（漫画家、『ペリリュー - 楽園のゲルニカ -』作者）

- ・ 「戦争時代のお話を聞く わたしは戦争を忘れない」

日時：令和2年12月26日（土）、令和3年1月9日（土）

各日とも 11:00～, 13:00～, 14:30～

会場：水戸市立博物館2階展示室

講師：戦争体験者の皆様 各回1名

※その他イベントの詳細は、別添チラシ参照



せんそう

戦争ってなに?

—かなしみと腹ペコの日々—



中央の人形は「美味しいね！」（与 勇輝氏 制作）

会期／令和2年12/5(土)～令和3年1/11(月・祝)

会場／水戸市立博物館 4階・3階展示室 入場無料

開館時間／9:30～16:45 休館日／月曜日・1/1(金・祝) 《ただし1/11(月・祝)は開館》

主催／水戸市立博物館 水戸市大町3-3-20 TEL 029-226-6521

土・日・祝日
12/29(火)～12/31(木)

入館予約

が必要です!!
WEBから予約をお願いします



※平日は予約不要です

企画展公式
SNS



75年前、たくさんの人々が犠牲になった戦争が終わりました。親を失ったり、食べ物が無かったり、爆弾の中を逃げたり…戦争は子どもたちにも大きな傷を残しました。

当時の写真や資料を見て、戦争って何なのか考えてみましょう。



はた
旗がいっぱいあるけど、
なに
何してるの？

これはどこ？
兵隊さんもいるね



入営を祝う幟



吉田国民学校での軍事教練



兵隊を見送っているところ
じゃ。赤い紙が届いたら、
戦争に行ったんじゃよ



▲赤紙(臨時召集令状)



学校なのよ。傷を負った人の
手当をする女子児童の訓練を
兵隊さんが見にきたの

関連イベント

12/6 日 14:00 ~ 15:00

戦争の紙芝居上演

「ある紙芝居の物語
～それでも黄金バットはやってくる～」

●戦争時代の紙芝居さんをテーマにした紙芝居を見てみよう。

- ◆会場：水戸市立博物館2階展示室
- ◆講師：見澤 淑恵さん（朗読家）
- ◆定員：30名（小中学生及びその保護者）
- ◆募集：11/10(火)9:00から電話受付、先着順

12/20 日 令和3年1月11日 月・祝

各日とも 11:00 ~ 11:30、14:30 ~ 15:00

親子で学ぶ展示解説

●担当学芸員が展示のポイントをわかりやすく紹介します。

- ◆会場：水戸市立博物館展示室（4階展示室にお集まりください）
- ◆講師：水戸市立博物館学芸員
- ◆募集：申込不要、ただし要入館予約

12/13 日 10:30 ~ 12:00、
13:30 ~ 15:00

水戸空襲戦災誌を読んでみよう！

●水戸空襲を体験した人の文章を声に出して読みワークショップです。



12/12 土

講演会

子ども歓迎！

「ペリリュー島で戦った水戸の兵隊—漫画『ペリリュー』の作者が語る戦争」

©武田一義 / 白泉社

●話題の漫画『ペリリュー』の武田先生が、イラストとともにわかりやすくペリリュー島の戦いをお話しします。

◆会場：みと文化交流プラザ6階 大会議室

- ◆講師：武田一義さん（漫画家、『ペリリュー』楽園のゲルニカー』作者）
- ◆定員：150名（年齢制限なし）
- ◆募集：11/11(水)9:00から電話受付、先着順

12/26 土 令和3年1月19日 土

各日とも 11:00 ~ 13:00 ~、
14:30 ~ (1時間程度)

せんそうじだい はなし き
戦争時代のお話を聞く

「わたしは戦争を忘れない」

●戦争時代にどんなことがあったのでしょうか。
戦争を経験した人の思いを聞いてみましょう。

- ◆会場：水戸市立博物館2階展示室
- ◆講師：戦争体験者の皆様 各回1名（※詳細は当館HPをご参照ください）
- ◆定員：各回30名（年齢制限なし）
- ◆募集：11/17(火)9:00から電話受付、先着順

ごいっしょに

平和祈念展 in 水戸

- ◆会期：12/9(水)～12/15(火)
- ◆時間：9:30～17:00
- ◆主催：平和祈念展示資料館(総務省委託)
- ◆会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館(県民文化センター) 県民ギャラリー 水戸市千波町東久保697

満州から引き揚げる途中、母親が娘に着せるため、亡くなった赤ん坊のおむつで作ったワンピース▶



水戸市立博物館

TEL 029-226-6521
〒310-0062
水戸市大町3-3-20

みとしはく 検索



おことわり 新型コロナウイルスの感染状況により、予告なく催事内容が中止または変更になる場合があります

2020.10

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和2年11月17日現在

区分	日 時	場 所	備 考
第1回教育委員会定例会	令和3年1月7日（木） 午後5時から	水戸市役所 4階 中会議室4	※年間の予定表 から場所が変更 となりました。
成人の式典	令和3年1月10日（日） 午前11時から	ケーズデンキスタジアム 水戸	
第2回教育委員会定例会	令和3年2月4日（木） 午後5時から	水戸市役所 4階 中会議室4	※年間の予定表 から場所が変更 となりました。
第3回教育委員会定例会	令和3年2月18日（木） 午後5時から	水戸市役所 4階 中会議室4	※年間の予定表 から場所が変更 となりました。

※ゴシック体は、追加日程です。